

特定非営利活動法人ねこの和



定款

特定非営利活動法人ねこの和

2023年12月20日

特定非営利活動法人ねこの和定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ねこの和という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市真光寺町 1357 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都町田市及び周辺地域に対し動物愛護の精神に基づき、野良猫(地域猫も含む)の避妊活動、保護活動を行い、地域の生活環境改善に努める事で、野良猫及び地域の方々が共存できる環境社会づくりに寄与する。猫の飼育希望者に対し、処分されてしまう動物を引き取り必要な処置を施し飼育希望者へ譲渡する譲渡会を開催し、適正な飼育を行えるよう啓発、啓蒙する事で、野良猫がなくなる事を実現することに寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 動物愛護・保護・救済・飼育事業
- ② 動物に関する運営事業
- ③ ~~その他目的を達成するために必要な事業~~ 動物に関する情報提供事業
- ④ ~~動物に関する情報提供事業~~ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 猫カフェ及び商品販売等の収益性を求める事業
- ② 物販事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して6ヶ月以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨および目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を代表理事とし、必要に応じ2人以内の副代表理事を置く事ができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規程にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(総会の種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10)事務局の組織及び運営

(11) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

4 代表理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会における書面表決等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によりオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る、以下同じ。)によって、総会に参加し、表決することができる。

4 この場合において、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数及び総会に出席した正会員の数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規程により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、理事会に出席した理事の数及び氏名(書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産(財産)から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月28日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、から総会の議決により選定するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 雑則

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 メリット スティシー栄美

副代表理事 メリット アリーシャ聡美

理事 高橋 俊司、中村 悦子

監事 高橋 康彦、田村 宏史

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員（個人） 5,000 円 賛助会員（個人） 10,000 円

 （団体） 50,000 円 賛助会員（団体） 1 口 50,000 円(1 口以上)

(2) 年会費

正会員（個人） 12,000 円 賛助会員（個人） 24,000 円

 （団体） 36,000 円 賛助会員（団体） 1 口 120,000 円(1 口以上)

役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人ねこの和

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	○ 理事 監事	メリットステイ シーヒロミ	○ 有・無	代表理事
		メリットステ イシー栄美		
2	○ 理事・監事	メリットアリー シャサトミ	○ 有・無	副代表理事
		メリットアリー シャ聡美		
3	○ 理事 監事	タカハシシユン ジ	有 ○ 無	理事
		高橋 俊司		
4	○ 理事・監事	ナカムラ エツ コ	有 ○ 無	理事
		中村 悦子		
5	理事・○ 監事	タカハシヤスヒ コ	有 ○ 無	監事
		高橋 康彦		
6	理事・○ 監事	タムラヒロシ	有 ○ 無	監事
		田村 宏史		
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和6年度 事業計画書

特定非営利活動法人ねこの和

1 事業実施の方針

初年度は、ねこの保護活動に関する事業とねこカフェやグッズの販売事業を行うことで、本法人の活動の認知活用方法の普及に努めます。その方法として、SNS、インスタグラム、Facebook やオンラインセミナーやサロン等で啓蒙活動や情報提供を計画しています。以上のような活動を通じて、地域社会で起きている捨て猫防止や地域環境の整備等を行う事を基本方針とします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【6851】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
動物愛護・保護・救済・飼育事業	TNR 活動及び野良猫や殺処分される猫の引き取り・救済をし、新たな飼い主に繋ぐ活動を実施する。	通年	東京都	3名	一般市民 および企業	1,000	2500
動物に関する運営事業	保護猫シェルターを運営し、被災した猫や野良猫の保護活動を実施する。	通年	東京都	3名	一般市民 および企業	1,000	4000
動物に関する情報提供事業	ネットサロンや youtube 等の SNS 及びセミナーを通して猫に関する情報提供を実施する。	通年	東京都	2名	一般市民 及び企業	1,000	351

(2) その他の事業

(事業費の総費用【6410】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
猫カフェ及び商品販売等の収益性を求める事業	ねこカフェ、ねこ関連商品の開発および販売	通年	全国	2名	4000
物販事業	猫に関する商品開発、販売および保険代理店	通年	全国	2名	2410

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人ねこの和

1 事業実施の方針

初年度は、ねこの保護活動に関する事業とねこカフェやグッズの販売事業を行うことで、本法人の活動の認知活用方法の普及に努めます。その方法として、SNS、インスタグラム、Facebook やオンラインセミナーやサロン等で啓蒙活動や情報提供を計画しています。以上のような活動を通じて、地域社会で起きている捨て猫防止や地域環境の整備等を行う事を基本方針とします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【7604】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
動物愛護・保護・救済・飼育事業	TNR 活動及び野良猫や殺処分される猫の引き取り・救済をし、新たな飼い主に繋ぐ活動を実施する。	通年	東京都	3名	一般市民 および企業	1,000	3000
動物に関する運営事業	保護猫シェルターを運営し、被災した猫や野良猫の保護活動を実施する。	通年	東京都	3名	一般市民 および企業	1,000	4000
動物に関する情報提供事業	ネットサロンや youtube 等の SNS 及びセミナーを通して猫に関する情報提供を実施する。	通年	東京都	2名	一般市民 及び企業	1,000	604

(2) その他の事業

(事業費の総費用【7580】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
猫カフェ及び商品販売等の収益性を求める事業	ねこカフェ、ねこ関連商品の開発および販売	通年	全国	2名	4580
物販事業	猫に関する商品開発、販売および保険代理店	通年	全国	2名	3000

2024年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 ねこの和

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		1,398,000		0	1,398,000
入会金					
正会員受取会費					
個人	50,000				
団体	150,000				
賛助会員受取会費					
個人	50,000				
団体	800,000				
年会費					
正会員受取会費					
個人	120,000				
団体	108,000				
賛助会員受取会費					
個人	120,000				
団体	0				
2 受取寄附金		3,000,000		0	3,000,000
受取寄附金	3,000,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		
4 事業収益		7,500,000		9,120,000	16,620,000
特定非営利活動事業					
環境の保全を図る活動					
動物愛護・保護・救済・飼育事業	2,400,000				
職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動					
動物に関する情報提供事業	1,000,000				
動物に関する運営事業	3,600,000				
その他目的を達成するために必要な事業	500,000				
その他事業					
猫カフェ及び商品販売等の収益性を求める事業			7,200,000		
物販事業			1,920,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0		0		
0	0		0		
0	0		0		
経常収益計		11,898,000		9,120,000	21,018,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		2,520,000		2,750,400	5,270,400
給料手当	0		2,150,400		
役員報酬	1,920,000		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	600,000		600,000		
0	0		0		
(2) その他経費		4,331,500		3,660,000	7,991,500
会議費	62,500		0		
事務所費	1,080,000		2,400,000		
旅費交通費	240,000		120,000		
通信費	192,000		120,000		
消耗品費	1,800,000		960,000		
医療費	207,000		0		
各種保険	510,000		0		
事務費	240,000		60,000		
0	0		0		
0	0		0		
事業費計		6,851,500		6,410,400	13,261,900
2 管理費		0		0	0
(1) 人件費					
役員報酬	0		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
0	0		0		
0	0		0		
(2) その他経費		0		0	0
消耗品費	0		0		
水道光熱費	0		0		
通信費	0		0		
地代家賃	0		0		
旅費交通費	0		0		
減価償却費	0		0		
0	0		0		
0	0		0		
管理費計		0		0	0
経常費用計		6,851,500		6,410,400	13,261,900
当期経常増減額[A]-[B]…①		5,046,500		2,709,600	7,756,100
(C) 経常外収益					
固定資産売却益	0		0		
過年度損益修正益	0		0		
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損	0		0		
災害損失	0		0		
過年度損益修正損	0		0		
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額[C]-[D]…②		0		0	0
経理区分振替額…③		0		-2,709,600	
税引前当期正味財産増減額①+②+③…④		2,709,600		-2,709,600	
法人税・住民税及び事業税…⑤		7,756,100			7,756,100
前期繰越正味財産額…⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					7,756,100

2025年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人 ねこの和

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		1,955,000		0	1,955,000
入会金					
正会員受取会費					
個人	75,000				
団体	200,000				
賛助会員受取会費					
個人	80,000				
団体	1,000,000				
年会費					
正会員受取会費					
個人	180,000				
団体	180,000				
賛助会員受取会費					
個人	240,000				
団体	0				
2 受取寄附金		1,500,000		0	1,500,000
受取寄附金	1,500,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		
4 事業収益		9,240,000		9,120,000	18,360,000
特定非営利活動事業					
環境の保全を図る活動					
動物愛護・保護・救済・飼育事業	2,400,000				
職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動					
動物に関する運営事業	3,600,000				
その他目的を達成するために必要な事業	840,000				
動物に関する情報提供事業	2,400,000				
その他事業					
猫カフェ及び商品販売等の収益性を求める事業			7,200,000		
物販事業			1,920,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0		0		
	0		0		
	0		0		
	0		0		
経常収益計		12,695,000		9,120,000	21,815,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		2,520,000		2,750,400	5,270,400
給料手当	0		2,150,400		
役員報酬	1,920,000		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	600,000		600,000		
	0		0		
(2) その他経費		5,084,500		4,830,000	9,914,500
会議費	62,500		120,000		
事務所費	1,080,000		2,400,000		
旅費交通費	240,000		960,000		
通信費	192,000		0		
消耗品費	2,400,000		1,200,000		
医療費	360,000		60,000		
各種保険	510,000		90,000		
事務費	240,000		0		
	0		0		
	0		0		
事業費計		7,604,500		7,580,400	15,184,900
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
	0		0		
(2) その他経費		0		0	0
消耗品費	0		0		
水道光熱費	0		0		
通信費	0		0		
地代家賃	0		0		
旅費交通費	0		0		
減価償却費	0		0		
	0		0		
管理費計		0		0	0
経常費用計		7,604,500		7,580,400	15,184,900
当期経常増減額(A)-(B)・・・①		5,090,500		1,539,600	6,630,100
(C) 経常外収益					
固定資産売却益	0		0		
過年度損益修正益	0		0		
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損	0		0		
災害損失	0		0		
過年度損益修正損	0		0		
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額(C)-(D)・・・②		0		100	0
経理区分振替額・・・③		0		1,539,600	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		6,630,100		-1,539,600	6,630,100
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					6,630,100

特定非営利活動法人 ねこの和 設立趣旨書

1. 設立の趣旨

新型コロナウイルスの蔓延により在宅で仕事をする機会が一般化しており、働き方もコロナ以前とは大きく異なってきております。在宅の仕事つまり在宅ワークによりペットの飼育者が増加した結果、ペットへの虐待、飼育放棄等以前にもまして新たな問題が浮き彫りになってきました。このような中、我々は猫の保護活動を通し、虐待や飼育放棄に対し飼育舎での飼育の仕方ペットに対する考え方などの教育や研修・セミナー等を通して、地域におけるペットの飼育環境の改善につとめてまいりました。世界的にみてもヨーロッパ諸国においての動物保護に関する法整備は充実および厳しいものがあります。日本はその点において遅れており、且、国民意識も低い事が問題とされており意識の底上げが重要となっております。

- (1) 地域におけるペット飼育について、ペットを飼う心構えやペットへの愛着の持ち方等、まだまだ日本人の考え方が甘く、欧米に比べ簡単にペットを飼育する風潮があり、その結果、飼育放棄や虐待が発生し、地域社会の問題点となっております、任意団体としてペットへの虐待、飼育放棄の撲滅、猫の保護活動を通して地域社会に貢献するためのアクションを起こさなければならぬとの思いから設立の運びとなりました。
- (2) 以前から、保護猫活動や猫の飼育のインスタグラムや YouTube 等の SNS を通して飼育の仕方やペットに関する考え方等の啓蒙活動を行い飼育放棄の撲滅、野良猫保護を通しての殺処分ゼロにする等、猫に関する問題点の解決を図ってまいりました。任意団体としての活動は猫の保護活動を行うことで地域における衛生環境の整備、安全な街づくりを行うことで地域社会に安全でクリーンな街づくりの実現に寄与することを目指しております。
- (3) しかしながら、任意団体であるために社会的な信用が得られず、ボランティアの募集や小中学校や企業への啓蒙活動やセミナー等の開催には敷居が高く、任意団体の状態では活動における事業用品の購入や契約等が不便となり、企業や自治体からの事業を受託することに困難が生じるためであります。また、活動目的である、猫の保護活動をより充実させ、且、団体運営の効率性向上とさらなる事業の拡大を目指し、我々の活動に賛同してくれる誰もが参加し、地域からの援助を受けるには任意団体よりも特定非営利活動法人として活動することが必要であると今回設立に至った経緯となります。
- (4) 特定非営利活動法人となった暁には、法令等で定められた書類の作成・提出、地域社会への情報公開等を適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営が出来ると思慮しております。我々は猫の飼育環境の整備や飼育放棄の撲滅、猫の譲渡会や交流会等の運営を通して、ペット飼育に関する改善の普及に努めてまいります。

2. 申請に至るまでの経緯

10年程前から保護猫の活動を行っており特に、多摩地区に於いて活動しております。上記趣旨のもと幅広い活動を続けて参りました。特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得することにより現在の活動基盤をさらに充実させるため、2023年1月から法人化への検討を着手しました。その後、同年3月からNPO法人化の申請に向け定款や事業計画等の順位を開始することを決定いたしました。さらに、4月から設立準備委員会を発足するとともに、特定非営利活動法人ねこの和の設立を決議致しました。猫の保護活動を行い地域における動物保護の啓蒙活動、地域環境整備に一定の実績を収める事ができたため今回の申請に至りました。

2023年12月 設立総会を開催し決議に致しました。

2023年 12月 20日

設立代表者

氏名 メリット スティニー栄美